

香川県条例第17号

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定めるものほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、<u>議会の議決</u>により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は<u>議案調査</u>のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の種類は、第1項の規定にかかわらず、<u>鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料</u>とする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表第1</u>に定めるものほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合又は<u>議会の議決</u>により付議された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合には、第1項の規定にかかわらず、<u>別表第2</u>に定める旅費を支給する。</p>

別表（第3条関係）

略

別表第1（第3条関係）

略

別表第2（第3条関係）

区	分	金額（出席1日につき）
招集地と同一市町村の区域内に住所を有する議員		8,000円
招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル未満の区域内に住所を有する議員		11,000円
招集地と同一市町村の区域外で招集地からの距離が40キロメートル以上の区域内に住所を有する議員		12,000円

備考 議案調査のための休会日数は、会議に出席した日数に算入する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。